Title	雑報
Citation	北大法学論集, 47(3), 117-118
Issue Date	1996-09-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15681
Туре	bulletin (other)
File Information	47(3)_p117-118.pdf



雑

北海道大学法学部法学会記事

○平成八年四月二六日(金)午後一時三○分より

「機能的知的財産法の理念と競争法の発想」

報告者 田村善之 氏(北海道大学法学部助教授)

出席者

二八名

れば、特許権や著作権などの知的財産権も一定の行為を禁止 確固たる事実として定着していくであろう。ひるがえって考え

規制と変わるところはなく、異なるところがあるとすれば、

ている点では、不正競争防止法、さらには不法行為法等の行政

不正競争防止法は直接、 従来は、不正競争防止法と知的財産権法の関係に関しては、 知的財産の保護を目的とする法律では

を規制することがあるに止まる、といった程度の理解が蔓延し なく、ただ競争の公正の見地からたまたま知的財産の冒用行為

業秘密の不正利用行為の規制、さらには、商品形態のデッド・

ていた。しかし、昨今の改正により、不正競争防止法による営

コピーの規制などが現実のものとなった現在、不正競争防止法

知的財産の保護を目的としうるのだという理解は今後、

さらには不法行為法をも視野に入れ、より広くこれらの法をも 財産権の相互関係を検討する手法ではなく、不正競争防止法、 である。今後は、知的財産「権」法といった枠組みで各種知的 他権の譲渡を可能とするために登録制度が用意されていること

これら各法では何が共通しており、何が違うのかといった視点 能的知的財産法の理論 ろう。以下、詳細は、田村善之「機能的知的財産法の理念」機 包括した知的財産法という枠組みで問題を検討することとし 新たな知的財産法の体系を確立していくことが必要とな (近刊・信山社)に譲る。

から、

北法47(3:117)913

雑

あるからといって、

独占禁止法と不正競争防止法との間に、そ

、議論がなされているが、現実の規制の対象に異なるところが 同様に、 不正競争防止法と独占禁止法の関係については種々

弘文堂)、 三月号の他、田村善之・知的財産権と損害賠償(一九九三年 例で考える商標法①~⑫」発明一九九四年四月号~一九九五年 同・前掲機能的知的財産法の理論などに譲る。

の目的において何か根本的な差異があると考える必要はない。

独占禁止法は公正取引委員会による行政規制を主としているこ 正競争防止法は私訴による民事規制を主としているのに対して、 同じく行為規制でありながら、規制の対象が相違するのは、不

とも両者の併存という策に委ねるべきかという政策的判断から、 によるべきか、それとももっぱら行政規制に委ねるのか、それ とに起因しており、

ある行為を規律するのにもっぱら民事規制

正競争防止法を現行法の狭い領域に押し止めておく理論的な理 えることが可能である。少なくとも立法論を語る場合には、不 規制されるべき行為類型が振り分けられているにすぎないと捉

之 由は何処にもないというべきであろう。以下、詳細は、 「競争法における民事規制と行政規制」ジュリスト一〇八八 田村善

号(一九九六年)に譲る。

権法講義ノート①~」発明一九九五年四月号~、 田村善之・不正競争法概説(一九九四年・有斐閣)、同「著作 また、不正競争法や各種知的財産法に関する私見に関しては 増井和夫=田

村善之・特許判例ガイド(一九九六年・有斐閣)、田村善之「判

〇平成八年五月三一日 (金) 午後二時三〇分より

「憲法システムにおける私法の役割」

報告者 山本敬三 氏 (京都大学法学部助教授)

出席者

本報告内容は、

別稿にて掲載される予定である。

北法47(3:118)914